|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改定案 |
| 第２章  　　各環境影響評価項目の調査・予測・評価  第１　大気質  １　細項目の選定  細項目は対象事業の種類や規模、発生する排出ガスの状態（排出の考えられる大気汚染物質）及び関連車両の走行等を踏まえ、表１－１の中から選定すること。（以下、選定した項目を「大気汚染物質」という。）  細項目は、一般環境と沿道環境に分けて選定すること。  表１－１　細項目（大気質）  (1) 環境基準に定める項目  二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、  ダイオキシン類、微小粒子状物質  (2) 大気汚染防止法に定める項目  いおう酸化物、ばいじん、一般粉じん、石綿、カドミウム、塩素、塩化水素、  弗素、弗化水素、弗化珪素、鉛、窒素酸化物、炭化水素、粒子状物質、  揮発性有機化合物  (3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則に定める項目  アニシジン、アンチモン、アンチモン化合物、Ｎ－エチルアニリン、  クロロエチレン、クロロニトロベンゼン、臭素、水銀、水銀化合物、銅、  銅化合物、ニッケル化合物、バナジウム、バナジウム化合物、砒素、砒素化合物、ベリリウム、ベリリウム化合物、ベンゼン、ホスゲン、ホルムアルデヒド、  マンガン、マンガン化合物、Ｎ－メチルアニリン、六価クロム化合物、エチレンオキシド  (4) その他必要な項目　非メタン炭化水素　等 | 第２章  　　各環境影響評価項目の調査・予測・評価  第１　大気質  １　細項目の選定  細項目は対象事業の種類や規模、発生する排出ガスの状態（排出の考えられる大気汚染物質）及び関連車両の走行等を踏まえ、表１－１の中から選定すること。（以下、選定した項目を「大気汚染物質」という。）  細項目は、一般環境と沿道環境に分けて選定すること。  表１－１　細項目（大気質）  (1) 環境基準に定める項目  二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、  ダイオキシン類、微小粒子状物質  (2) 大気汚染防止法に定める項目  いおう酸化物、ばいじん、一般粉じん、石綿、カドミウム、塩素、塩化水素、弗素、弗化水素、弗化珪素、鉛、窒素酸化物、水銀、水銀化合物、炭化水素、粒子状物質、揮発性有機化合物  (3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則に定める項目  アニシジン、アンチモン、アンチモン化合物、Ｎ－エチルアニリン、  クロロエチレン、クロロニトロベンゼン、臭素、水銀、水銀化合物、銅、  銅化合物、ニッケル化合物、バナジウム、バナジウム化合物、砒素、砒素化合物、ベリリウム、ベリリウム化合物、ベンゼン、ホスゲン、ホルムアルデヒド、  マンガン、マンガン化合物、Ｎ－メチルアニリン、六価クロム化合物、エチレンオキシド  (4) その他必要な項目　非メタン炭化水素　等 |

環境影響評価技術指針の改定に係る新旧対照表